

閱 覧 補 足 説 明 書

産業部農地整備課

1. 契約工期について

契約工期は、契約締結の翌日から令和9年3月31日までであります。実質的な工期は、令和9年5月末頃までを想定しています。

なお、本工事の繰越については、阿南市議会（令和9年3月定例会）の議決等が必要であるため、議決後に工期延伸の変更契約の締結を予定しています。

2. 設計図書の質疑及び回答について

- (1)設計図書に関する質疑は、書面（FAX・メール）のみを受付します。
- (2)提出後に、提出した旨を農地整備課まで電話連絡をお願いします。
- (3)質疑書の提出は、令和8年9月14日（月）17時に締め切ります。

<提出先及び連絡先>

産業部農地整備課 住 所：阿南市富岡町トノ町12番地3

連絡先：0884-22-1599

F A X：0884-22-1282

メール：kouchi@anan.i-tokushima.jp

- (4)質疑書に対する回答を記載した書面を次の通り供覧に付します。（質疑があった場合のみ）

①閲覧期間：令和8年9月17日（木）から閲覧期間終了まで

②閲覧場所：阿南市ホームページに掲載